

ロードレスキュー・ロードレスキューミニ

事故受付センター

0120-416-652

スマートフォン・携帯電話・PHSもOK (通話料無料)

24時間・365日対応



ロードレスキュー・ロードレスキューミニをご利用の際は、事前に上記専用ダイヤルへご連絡ください。事前のご連絡がなくレッカー業者や修理業者などの各種業者を手配された場合、ロードレスキュー・ロードレスキューミニによる付帯サービスはご提供できません。

対象となるご契約

ロードレスキュー・ロードレスキューミニは、次の特約をセットでご契約されたお車のみ対象となります。

ロードレスキュー	車両搬送費用特約 車両搬送時諸費用特約	ロードレスキューミニ	車両搬送費用特約
----------	------------------------	------------	----------

- (注1)「車両搬送費用特約」は車両保険に自動セットされ、車両保険がセットされていない場合はご希望によりセットできます。
 (注2)「車両搬送時諸費用特約」は、「車両搬送費用特約」がセットされている契約にご希望によりセットできます。
 (注3)ロードレスキュー・ロードレスキューミニは、ご契約のお車のみ対象となります。[他車運転特約]等によって補償の対象となる他のお車等は対象となりません。

ロードレスキュー・ロードレスキューミニの内容

ロードレスキュー・ロードレスキューミニは、車両搬送費用特約および車両搬送時諸費用特約による補償と、付帯サービスから構成されています。ご契約のお車が事故・故障等で自力走行不能(※)となった場合、次の対応を行います。

(※)自力走行不能とは、ご契約のお車が自力で移動することができない状態、または法令等により走行が禁じられている状態をいいます。

付帯サービスとしての対応

特約による補償

レッカー・搬送業者などの手配

ロードレスキュー

ロードレスキューミニ

ご契約のお車を搬送するレッカー・搬送業者や落輪したご契約のお車をクレーン等で引き上げる業者を手配します。

現場応急対応

ロードレスキュー

ロードレスキューミニ

次の応急修理・軽作業を行う業者を手配し、要した費用を負担します。

- ① バッテリーあがり時のジャンピング(ケーブルをつないでエンジンをスタートさせること)(※1)
- ② タイヤパンク時のスペアタイヤ交換(スペアタイヤがご契約のお車に装備されている場合に限りです。)
- ③ 鍵閉じ込み時のドアの開錠(開錠が可能な一般シリンダーキーに限りです。また、トランクの開錠は対象となりません。)
- ④ 燃料切れ時の燃料配達(ガソリンまたは軽油を最大10リットル限度)(※1)
- ⑤ オイル・冷却水不足時の補充(3千円分限度)
- ⑥ 上記以外で、現場での応急作業が可能な場合における作業時間30分以内の応急修理・軽作業

JAF会員用特典

ロードレスキュー

ロードレスキューミニ

お客さまがJAFの会員で「レッカー・搬送」「現場応急対応」をJAFにお取り次ぎする場合は、ロードレスキューおよびロードレスキューミニの範囲を次のとおりとします。

- ① 現場応急対応時に、JAF会員無料範囲を超過した場合、その超過作業料金を5千円まで負担します。(部品代等は除きます。)
- ② バッテリーあがり時のジャンピング作業を、利用回数制限を適用せずに提供します。
- ③ 燃料切れ時の燃料配達を、保険期間中2回(保険期間が1年超の場合は1保険年度につき2回)まで提供します。
- ④ JAF無料範囲を超過した場合の費用の、現場での精算を不要とします。発生した費用のうち、「車両搬送費用特約」および「付帯サービス」の対応範囲を超過した部分に対しては、後日お客さまに請求します。

修理後車両運搬業者の手配

ロードレスキュー

「レッカー・搬送業者などの手配」を利用してご契約のお車を修理工場へ搬送し、修理完了後にご契約のお車を引き取る場合、運搬業者を手配します。

臨時帰宅手段・宿泊施設のご案内

ロードレスキュー

ロードレスキューのレッカー・搬送により臨時的帰宅・移動手段や宿泊施設が必要となった場合、お客さまのご要望に応じて代替交通機関や宿泊施設をご案内します。(※2)

「車両搬送費用特約」による補償

ロードレスキュー

ロードレスキューミニ

ご契約のお車が自動車事故や故障または落輪により自力走行不能となった場合に負担された次の費用について、30万円(※3)を限度に保険金をお支払いします。(※4)

- ① ご契約のお車を事故・故障現場から修理工場等へ搬送するための費用
- ② 落輪したご契約のお車をクレーン等で引き上げる費用

「車両搬送時諸費用特約」による補償

ロードレスキュー

ご契約のお車が自動車事故や故障により自力走行不能になり、修理工場等へ搬送されたために負担された次の費用について、上限額の範囲内で保険金をお支払いします。(※4)

- ① 車両運搬・引取費用
修理完了後のご契約のお車を被保険者(保険の補償を受けられる方)の居住地その他の場所まで運搬するために必要な費用など(1事故・1故障につき30万円(※3)を限度)
- ② 臨時宿泊費用
被保険者が臨時に宿泊せざるを得ない場合、ホテル等の宿泊施設を利用するために必要な1泊分の客室料(1事故・1故障、1名につき1万円を限度)
- ③ 臨時帰宅・移動費用
被保険者が損害発生の地から出発地、居住地または当面の目的地のいずれかに移動するにあたり、合理的な経路および方法により、ご契約のお車の代替となる交通機関を臨時に利用した場合に必要な費用(1事故・1故障、1名につき2万円を限度)

(※1) 保険年度内に1回限りのご利用とします。

(※2) ご契約のお車の用途車種がバス(自家用・営業用)の場合は対象となりません。

(※3) ご契約のお車の用途車種が次のいずれかに該当する場合、限度額が50万円になります。

●自家用普通貨物車(最大積載量2トン超) ●営業用普通貨物車(最大積載量2トン超) ●自家用バスまたは営業用バス ●砂利類運送用普通貨物車または普通型ダンプカー(最大積載量2トン超) ●特種用途自動車(キャンピング車以外) ●A種工作車またはB種工作車

(※4) 「車両搬送費用特約」および「車両搬送時諸費用特約」による保険金のみをお支払いする場合、ノンフリート等級別料率制度における事故件数には数えられません。なお、フリート契約においては、割増引率の決定に「車両搬送費用特約」および「車両搬送時諸費用特約」の保険金および保険料を算入します。

ロードレスキュー・ロードレスキューミニのご利用にあたって

ロードレスキュー・ロードレスキューミニのご利用は、**〈専用ダイヤル〉0120-416-652** へご連絡ください。

- 事前にご連絡がない場合、ロードレスキュー・ロードレスキューミニによる付帯サービスを提供できません。
- 「車両搬送費用特約」「車両搬送時諸費用特約」は、ご契約の普通保険約款および特約の規定に従います。
- 酒気を帯びて運転していた場合等で「車両搬送費用特約」「車両搬送時諸費用特約」による保険金をお支払いできない場合、またはお客さまが保険(特約)の利用を希望されない場合、要した費用はお客さまの負担となります。
- ロードレスキュー・ロードレスキューミニのご利用時に保険料のお支払いが確認できない場合、作業に要した費用はお客さまの負担となります。
- ロードレスキュー・ロードレスキューミニは、日本国内でのみ適用されます。ただし、離島等一部の地域では付帯サービスが提供できない場合があります。

付帯サービスについて

レッカー・搬送

- 「車両搬送費用特約」による保険金がお支払いできない場合でも、次の場合は現場応急対応の一環として対応します。
 - タイヤの単独損傷による走行不能で、スペアタイヤに交換できない場合
 - 空気圧不足等で、搭載されているスペアタイヤが使用できない場合 等
- 鍵の閉じ込みや紛失に起因してお車を搬送する場合、その費用はお客さまの負担となります。

現場応急対応

- バッテリーあがり時の対応および燃料切れ時の燃料配達は、保険年度内に1回までの提供とし、2回目以降は有料で対応します。
- 電気自動車等、ガソリンや軽油を燃料としないお車の場合、燃料の補充(電気自動車の場合は充電)が可能な場所までご契約のお車を搬送します。なお、ご利用いただける回数は、ガソリンや軽油を燃料とするお車と同様です。
- 次の費用はお客さまの負担となります。
 - バッテリーの充電費用
 - 交換したバッテリーやタイヤの費用
 - パンクの修理費用
 - 30分を超える作業にかかる追加費用
 - 鍵の作成費用
 - タイヤチェーン着脱にかかる費用
 - 部品代・消耗品代

修理後車両運搬

- 修理が完了したお車の運搬・引取費用は、「車両搬送時諸費用特約」による保険金としてお支払いします。「車両搬送時諸費用特約」による保険金がお支払いできない場合、または保険(特約)の利用を希望されない場合、その費用はお客さまの負担となります。

臨時帰宅手段・宿泊施設のご案内

- 帰宅や移動、宿泊に要した費用は、お客さまにお支払いいただいた後「車両搬送時諸費用特約」の保険金として弊社サービスセンターへ請求していただけます。「車両搬送時諸費用特約」による保険金がお支払いできない場合、または保険(特約)の利用を希望されない場合、その費用はお客さまの負担となります。

JAF会員用特典

- 事前に弊社専用ダイヤル(0120-416-652)へご連絡いただき、かつJAFサービスカーが現場で対応した場面に限りです。

⚠️ ロードレスキュー・ロードレスキューミニを提供できない場合

次に掲げる事由によって、ご契約のお車が自力走行不能となった場合には、ロードレスキュー・ロードレスキューミニは提供できません。

- ①雪道、凍結道路でタイヤがスリップする状態や、ぬかるみ、砂地等で走行が困難な場合
- ②お客さまの故意、または重大な過失
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④地震・噴火またはこれらによる津波
- ⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらに起因する事故
- ⑥⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑦③から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱
- ⑧国または公共団体の公権力の行使
- ⑨詐欺または横領
- ⑩ご契約のお車を競技、曲技(競技・曲技の練習を含みます。)もしくは試験のために使用している場合、または、これらを行うことを目的とする場所においてご契約のお車を使用している場合
- ⑪お客さまが、法令で定められた運転資格を持たない状態でご契約のお車を運転している場合、麻薬等の影響により正常な運転ができない恐れがある状態でご契約のお車を運転している場合、または法令に定める酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合

⚠️ 付帯サービスを提供できない場合

次に掲げる事由に該当する場合、ロードレスキュー・ロードレスキューミニにおける付帯サービスは提供できません。ただし、「車両搬送費用特約」および「車両搬送時諸費用特約」の規定に従い、特約の補償対象となる損害に対しては、特約による保険金をお支払いします。

- ①お客さまが、事前に所定の専用ダイヤルへ利用申込を行っていない場合
- ②付帯サービス提供時に、立会いができない場合
- ③ご契約のお車が、違法改造されている場合またはメーカーの示す仕様と異なる改造、整備を加えていた場合
- ④お客さまが、通行禁止道路、季節的閉鎖道路等の一般車両が通行できない道路や、凍結道路、未除雪道路、海浜、河川敷等の自動車の運行が極めて困難な場所でご契約のお車を使用している場合、または付帯サービスの提供が不適切と判断される場所においてご契約のお車を使用している場合
- ⑤故意によりメーカーが発行するマニュアルおよび車両貼付け注意、警告ラベル等に示す使用限度を超えてご契約のお車を使用した場合
- ⑥航空機または船舶によりご契約のお車を輸送中の場合
- ⑦ご契約のお車が有効な自動車検査証の交付を受けていない場合、および廃車を目的とした搬送の場合
- ⑧地域、時季、気象状況等により付帯サービスの提供、実施が困難と判断した場合や、付帯サービスの実施が技術的に困難と判断した場合
- ⑨付帯サービスの提供時に第三者の所有物に損害を与えることが想定される場合で、第三者の承認が得られない場合

●このチラシはロードレスキュー・ロードレスキューミニの概要をご説明したものです。詳しくは、自動車保険証券に同封される「ロードレスキュー・ロードレスキューミニのご案内」をご覧ください。●ロードレスキュー・ロードレスキューミニの内容は、予告なく終了、中止、または変更することがあります。●専用ダイヤルにご連絡いただいた際、聞き間違いなどによりお客さまにご迷惑をお掛けしないよう通話を記録し、保存しております。●ロードレスキュー・ロードレスキューミニは、弊社提携会社により提供します。弊社提携会社では、ご契約内容や事故処理に関するお問い合わせにはお答えできません。

お問い合わせ・お申し込みは

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<http://www.aig.co.jp/sonpo>

